

令和4年6月三種町議会定例会会議録

令和4年6月17日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	畠 山 勝 巳	2 番	三 浦 敦
3 番	高 橋 満	4 番	平 賀 真
5 番	成 田 光 一	6 番	遠 藤 勝 昭
7 番	児 玉 儀 広	8 番	森 山 大 輔
9 番	伊 藤 千 作	10 番	清 水 欣 也
11 番	荒 谷 要 伸	12 番	三 村 眞
13 番	小 澤 高 道	14 番	堺 谷 直 樹
15 番	加 藤 彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町 総務課長	長 田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
税 務 課長	石 井 靖 紀	企 画 政 策 課長	工 藤 一 嗣
福 祉 課長	嶋 田 修 一	町 民 生 活 課長	荒 川 浩 幸
農 林 課長	清 水 真 也	健 康 推 進 課長	小 松 仁
建 設 課長	工 藤 伸 也	商 工 観 光 交 流 課長	清 水 秀 文
琴 丘 支 所長	進 藤 敦	上 下 水 道 課長	近 藤 光 明
会 計 課長	渡 邊 裕 子	山 本 支 所長	皆 川 和 華
教 育 次 長	平 澤 仁 美	教 育 長	藤 田 良 博
	牧 野 誠 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	見 上 貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 任	齊 藤 亜 美		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 26 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について
- 第 2 議案第 27 号 令和 4 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 3 議案第 28 号 令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 4 議案第 29 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 30 号 令和 4 年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 第 6 議案第 31 号 三種町八竜運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 32 号 財産の取得について（ネットワーク機器）
- 第 8 議案第 33 号 財産の取得について（電算システム用汎用サーバ）
- 第 9 議案第 34 号 財産の取得について（事務用パソコン）
- 第 10 議案第 35 号 財産の取得について（除雪機械）
- 第 11 議案第 36 号 三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更について
- 第 12 議案第 37 号 令和 4 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 13 陳情付託委員会の審査報告（発委第 3 号の上程）
- 第 14 陳情第 3 号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要望
- 第 15 発委第 3 号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書について
- 第 16 議員派遣の件

議長 加藤彦次郎は、令和 4 年 6 月 17 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 10 時 00 分 開会）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

ただいまの出席議員数は 15 人であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第 1. 議案第 26 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 26 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計への繰入について」を採決します。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第27号「令和4年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

本案に対しては、畠山勝巳議員ほか1人から、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。畠山勝巳議員。

壇上をお願いします。

1番（畠山勝巳）

修正案の提案理由を説明します。

まず第一に、統合中学校の未来像が十分に議論されてなく不明確なこと。

第二に、財源の選択問題が、合併特例債や過疎債のみ説明されていて、新設校などの場合に新たに財源があることを全く説明されていないこと。

第三に、山本中は土砂災害特別警戒区域に指定されているにもかかわらず、そのことについて町民に対する説明はなく、教育委員会でも議論されていないこと。町民不在の統合中学校建設となっている。

よって、このまま統合中学校の建設を進めるには町民の合意が形成されていないので、拙速だと判断するものである。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

畠山勝巳議員の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、原案に対する質疑はありませんか。10番、清水議員。

マイクを使ってください。この原案全体に対しての質疑です。

10番（清水欣也）

予算書25ページをお開きください。

八竜運動公園、上段のほうの委託料321万1,000円、八竜運動公園財産処分工事設計業務、このことについて関連の質問をいたします。

これは、前に全員協議会で報告されましたたつの子会の保育園の建設の敷地に関する問題でありますけれども、このたつの子会の保育園の建設に関して何点か質問をしたいと思います。

まず、これは2年ほど前に事業が計画されまして、結局、撤回になった事業でございます。これが改めて出てきたわけですが、その当時の内容とちょっと照らし合わせて質問したいと思います。

先回と今回の町の財政負担の負担割合についてであります。

先回は、全体の事業費に対する町の負担が62.7%ありました。それから今回は48%であります。町の負担が減ったわけでありまして。その分、たつの子会の法人側の負担が増えたわけです。そこで町長にお伺いしますが、

金額にすれば何千万円という数字なんですけれども、この負担をこの割合でいいのかどうか。町の負担が少なくなったわけです。四、五千万円少なくなったんじゃないですか。こういう考え方でいいのか。当初の六十何％に考え方を戻したらどうか、そういう質問であります。その分、たつの子会のほうの法人側の負担が少なくなるわけなんですけれども、たつの子会の今の経営状況というのは非常に厳しい状況にあります。これから、果たして町に応援を求めないほどやっていけるかどうかというのは非常に危惧されるわけなんですけれども、今回のこの負担を元の負担率に戻す必要があるのではないかといい、そういう質問でございます。いかがでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長。

福祉課長（清水 真）

お答えいたします。

ただいま清水議員のほうからたつの子会の負担を当初の提案の水準に増やすべきではないかというご意見がございました。

最初に提案させていただいた段階では、あくまでも町からの助成というのは、建設時の助成というのは、国の交付金のルール分の部分だけで、残りはたつの子会のほうの負担とし、ただし、後年度において、例えばたつの子会のほうで用意する資金を、仮に金融機関からの借入れ等で賄う、そういうことになった場合は、その部分を町からの債務負担で補助していくということで、この62.7％の水準となっております。

その段階におきましては、ルール分以外の部分、つまり、国の交付金の対象外の経費の部分に対して、町独自に助成をするという、そういう発想がなかったわけなんですけれども、今回、支援策を提案させていただくまでの間に、こちらでいろいろと内部協議をして今回のような形になったわけでございます。

それで、今回、結果として48％まで町の負担部分は下がるわけでございますけれども、一つちょっと見直しの理由を申し上げさせていただければ、全員協議会の場合でもご説明しましたけれども、当初の町の負担、助成のやり方ですと、後年度に債務負担で法人側に負担する、助成する部分は、全て町の一般財源で賄うことになります。つまり、合併特例債等、有利な財源が活用できない。それは町にとって大きな負担になるということで、今回、改めて支援内容をご提案させていただくに当たりましては、できるだけ町の負担部分、そこも軽くできないかということで検討いたしまして、その方法といたしまして、建設時に、一旦、80％という割合でございますけれども、一度に助成を行うと。それに対しては合併特例債が活用できる、そういった仕組みを取らせていただきました。その点、ご理解いただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

よく分からない、今の説明では。要するに、ルール分とか何とか等いろいろあるわけだけれども、トータルで町の負担をどのくらいにするか、法人側の負担をどのくらいにするか、そういう問題ですよ。ルール外だったら、町の一般財源で負担すればいいというだけの話です。

要は、今まで、先回、法人側にはこのくらい支援をしましょうと考えていた、あの割合を出したらどうですかという話、早い話が。

それで、先回は約2億円を債務負担で、銀行で法人側は借りて、それを20年間で償還すると。その償還分を、利子を含めて町で債務負担しましょうと、いわゆる債務保証しましょうと、こういうことで進んだわけです。

私の認識では、秋田銀行もそれで了解したと、そういう計画で進んだわけです。その結果、町の負担が62.7%。法人の負担は、今回との差額だけ少なくて済む。そういう結果になっているわけでありまして。だから、それをそのとおりに今回も割合を変えたらどうか、そういうことでございます。いかがでしょう。

議長（加藤彦次郎）

福祉課長。

福祉課長（清水 真）

お答えいたします。

当初ご提案した内容でございますけれども、ご承知のとおり、当初の計画の資金計画等におきましては、たつの子会の積立金の状況ですとか、そういった資産の状況を全く勘案しておりませんでした。今回、再度ご提案するに当たりまして、やはり、町から多額の、ルール分、それからルール外の分も含めまして、多額の助成を支出することになります。町民の皆様、それから議会の皆様からご理解をいただくためには、やはり、たつの子会として負担できる部分を明らかにしまして、可能な部分は負担していただく必要があるだろうということで、結果として、たつの子会の負担は増えるわけでございますけれども、事前に法人側とも協議をいたしまして、その程度の負担であれば大丈夫だということでございましたので、こういった形でご提案させていただいた次第でございます。

私どもとしましては、今後、児童数は恐らく減少し続けていくであろうと思っておりますし、清水議員と同じように、この後の法人の運営、全く心配はないわけではなくて、逆に心配している部分もございます。ですので、できるだけ手厚い支援は行いたいと思っておりますけれども、まず、法人のご意見も聞いた上で、この負担割合とさせていただきましたので、どうかご了解願いたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

町長、お答え願えませんか。これから新しい校舎で運営されていくわけですからけれども、もし、たつの子会が経営に行き詰った場合、町としては当然こ

れを補填する、支援するという、そういう立場、方針でいるんでしょうか。
当然そうあるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

ただいま清水議員がおっしゃるとおりだと思います。町の幼児保育、そういうところにはしっかりと担保していかなければいけないと、このように思っておりますので、たつの子会、今、新しい園舎でスタートすると思われ
ますが、法人をしっかりサポートしていくという意味では、町として当然の
ことだと思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

当初から、この件に関しては町の債務保証という、そういう考え方で出発
しているんです。だから、20年の債務保証をしましうと、こういうこと
になっているわけです。ですから、そうした以上は、もう町はたつの子会か
ら離れられないんだな。赤字になれば仕方ない、補助しましうと、そうい
う考えでいくしかないんですよ。だって、そうでしょう。町営、町立をやめ
て民間に移行するという、そういう大方針を町では決めているわけでしょ
う。だとしたら、もう何をか言わんやですよ。

そこで、町長にお聞きしますけれども、今回たつの子会にこういう補助を
したということは、町立の保育園をいずれ全部民間に移行するという、こ
ういうサインじゃないですか、メッセージだと思いますけれども、いかがで
しょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

この件については、前にも申し上げていると思いますが、やはり、そうい
うことは徐々に検討していかなければいけないと、このように考えておりま
す。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10番。

10番 （ 清水欣也 ）

今回は1億7,800万円ぐらいの町の負担ですが、これは単発の補助金
でいくんですか、債務負担でいくんでしょうか。どちらでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 清水 真 ）

お答えいたします。

この助成につきましては、全員協議会の場合でもご説明いたしましたけれども、建設に関わる部分につきましては、平成５年度の補助金、単発です。解体に関する部分につきましては、平成６年度の単発というふうに考えております。その理由としましては、先ほど申し上げましたとおり、債務負担ですと、合併特例債の対象外となります。町民のと言いますか、町の財政負担のことを考えまして、そういった方法を取らせていただきたいというふうに思っております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

１０番。

１０番 （ 清水欣也 ）

最後の質問であります。

幼保一体は、町長、どうでしょう。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

幼保一体については、各地域でも進んできているのは承知しております。ただ、当町においては、まだそこまで議論が煮詰まっていないということで、そこまで検討する状況にはなっていないということです。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

１０番。

１０番 （ 清水欣也 ）

終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、原案に対する質疑を終わります。

次に、修正案に対する質疑はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、修正案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、討論交互の原則によって行います。本案に対しては、修正案が提出されていますので、原案の賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第２７号「令和４年度三種町一般会計予算の補正について」を採決し

ます。

まず、本案に対する畠山勝巳議員ほか1人から提出された修正案について、起立によって採決します。

なお、起立しない場合は、修正案に反対とみなします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (加藤彦次郎)

着席ください。

起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

なお、起立しない場合は、原案に反対とみなします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (加藤彦次郎)

着席ください。

起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第28号「令和4年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第28号「令和4年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第29号「令和4年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 29 号「令和 4 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 30 号「令和 4 年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 30 号「令和 4 年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 31 号「三種町八竜運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 31 号「三種町八竜運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 3 2 号「財産の取得について(ネットワーク機器)」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 3 2 号「財産の取得について(ネットワーク機器)」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 3 3 号「財産の取得について(電算システム用汎用サーバ)」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 3 3 号「財産の取得について(電算システム用汎用サーバ)」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 3 4 号「財産の取得について(事務用パソコン)」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第34号「財産の取得について(事務用パソコン)」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第35号「財産の取得について(除雪機械)」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第35号「財産の取得について(除雪機械)」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第36号「三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第３６号「三種・八峰養護老人ホーム組合規約の一部変更について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 （加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

日程第１２．議案第３７号「令和４年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 （田川政幸）

それでは、追加上程いたしました、議案第３７号、令和４年度一般会計補正予算案についてご説明いたします。

議案第３７号、一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ２４０万円を追加し、予算総額を１０１億５，３９７万４，０００円とするものであります。

補正内容としましては、鳥獣による農作物被害を防ぐため、生産農家に対して電気柵等の設置経費を支援するもので、歳出の農林水産業費に有害鳥獣対策補助金２４０万円を増額計上しております。

以上が、補正予算の概要でありますので、議員の皆様には、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 （加藤彦次郎）

町長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 （加藤彦次郎）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 （加藤彦次郎）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第３７号「令和４年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 （加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

日程第１３．陳情付託委員会の審査報告及び発委第３号の上程を行います。

産業建設常任委員会の報告及び上程を求めます。産業建設常任委員長。
3番、高橋委員長。

3番 (高橋 満)

産業建設常任委員会に付託された陳情については、6月13日に審査を行っております。

三種町議会会議規則第93条の規定により、その結果を報告いたします。

陳情第3号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要望」については、願意等妥当であると判断しました。採択すべきものと決定をいたしました。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発委第3号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書について」、三種町議会会議規則第13条第3項の規定により提出しますので、ご審議くださるようお願い申し上げます。

以上で、陳情審査報告を終わります。

議長 (加藤彦次郎)

委員長の報告等を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で、陳情付託委員会の審査報告等を終わります。

日程第14．陳情第3号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要望」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第3号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する要望」を採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15．発委第3号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書について」を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第3号「水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにし
たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付した
とおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

.....
午前10時39分 散 会